

**法学部「合格者の集い」
学生生活ガイダンス
2019**

学生支援窓口への相談

▶ 学生課

学生生活における全般的な相談は学生課が対応します。また緊急を要する相談も学生課が受け付け、その後の対応を指示します。

▶ 教務課

授業、履修、試験の相談は教務課が対応します。特に履修については慎重な判断や考慮を要しますので、折に触れよく相談してください。

▶ 学生支援室

学生の生活、修学及び進路に関する総合的な学生の支援をします。何か気がかなりなことがあれば、気軽に相談してください。

規則正しい生活を

- ▶ 不規則な生活

深夜のアルバイト、ゲーム等



朝起きられない → 授業欠席 → 留年

※アルバイト、ゲーム等はできる限り早く切り上げましょう。

ブラックバイト

- ▶ 学生が学生らしい生活を送れなくしてしまうアルバイト
- ▶ 無知や立場の弱さにつけ込んで違法行為が行われる

◀例▶ ・残業代不払い ・休憩時間の不付与
 ・不合理な罰金の請求 ・パワハラ・セクハラの放置

正社員並みに働かせたり、シフトを一方的に決められる



講義や演習、さらには試験まで欠席してしまい、単位を落とす

ブラックバイトの被害者にならないためには、働くための知識を身に着け
(労働法など)、アルバイトを始める前に労働条件を書面で確認しましょう

※アルバイトについて悩みがあれば、学生課に相談して下さい

トラブルに注意 (早めに学生課に相談しましょう)

- ▶ 友人との金銭の貸し借り
- ▶ マルチ商法
- ▶ ストーカー、つきまとい
- ▶ インターネットの書き込み など

※ SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)の利用について

ツイッターやブログなどの利用は各自の自由ですが、社会的秩序に反する問題発言や行動の掲載または個人を中傷した書き込みなどは絶対にしないこと。

市民の生活ルールを守る

- ▶ 近隣住民の方との挨拶、協調を大事にすること。
- ▶ ゴミ出しのルールを厳守すること。
(ゴミの分別・収集日など)
- ▶ 深夜に大声を出したり、大音量で音楽を流したりしない。
- ▶ 違法駐車をしない。近隣住民や緊急車両の通行の妨げになります。

お酒について

- ▶ 20歳未満の飲酒は法律で禁止されており、20歳未満に飲酒を勧める事は違法行為です。未成年の皆さんは飲酒を勧められても、キツパリ断りましょう。
- ▶ 全国の大学で毎年、急性アルコール中毒で死亡する学生が少なくありません。残された家族のこと、自分の未来のことを考えて、20歳を過ぎても無理な飲酒はしないようにしましょう。
- ▶ 飲酒運転は重大な犯罪です。絶対にしない、させないように。
[飲酒運転の自動車に(それと知って)同乗しても犯罪です。]